

| | |
|-------------------------|--------------|
| 社会保障審議会 介護保険部会（第49回） | 結城委員 提出資料 |
| 平成25年9月25日 | |

平成25年9月25日（水）

社会保障審議会介護保険部会

結城 康博
(淑徳大学教授)

今回の審議にあたって、以下のように私見と事務局への質問を述べさせていただきたい。

(私見)

1. 一定所得以上の者の利用者負担について（所得水準）

事務局提案の所得水準については反対であり、その代替案として単身であれば「医療保険の現役並み所得 383 万円」、プラス配偶者（基礎年金）2人であれば「520 万円」の水準を提案したい。その理由として以下のとおりである。なお、高額介護サービス費の限度額見直しについては、事務局提案に異論はない（現役並み所得層：37200 円→44400 円）。

①初めての2割自己負担

今回の改正案は介護保険制度創設以来、初めて自己負担2割のシステムが導入される。その意味で、2割自己負担を定着させるために限定された層から導入し、その状況を検証・分析しながら対象層を考えていくべきである。

②減り続ける高齢者の可処分所得

今後、消費税増税、定期的な医療及び介護保険料の引き上げ、年金給付額の伸び悩みなどから、高齢者の可処分所得は目減りしていくことを踏まえながら慎重な対応が必要である。

③医療と介護は家計上では不可分

高齢者の家計においては両者をセットで考えていく必要がある。また、介護サービスを利用する際には、医療サービスよりも比較的利用期間が長期化することを踏まえる必要がある。

④介護保険外サービス市場への影響

今後、条件付けではあるが保険外サービス部門の成長を考えるならば、事務局提案の水準はその対象層を多く含むことになり、それらの消費マインドの影響を踏まえる必要がある。

2. 補足給付について

①資産の勘案

補足給付の対象可否を判断する際に資産を勘案する議論においては、その導入について賛同できる。しかし、事務局が提案している「不動産」の資産勘案については反対であり、預貯金等に限定して考えるべきである。なお、事務局が提示した「単身で 1000 万円、夫婦で 2000 万円程度」は妥当な水準と考える。

②非課税年金

補足給付の可否を判断するにあたって、遺族年金に限って勘案すべきと考える。また、保険料の算定においても遺族年金に限って勘案すべきと考える。

3. 一号保険料の低所得者軽減等について

事務局が提案した低所得者軽減策については概ね賛同できる。ただし、今後の介護保険財源構成を考えるならば、介護保険給付費における公費負担の拡充（具体的には55～60%として、例えば調整交付金5%部分を公費として国の負担割合を計30%に引き上げ）を提唱したい。

(事務局への質問)

Q1：資料12及び15頁において、粗い試算で2025年において介護保険料及び医療保険料の引き上げ部分のみを勘案して、結果的に可処分所得がどの程度になると予想できるのか？

Q2：市町村が遺族年金者の情報把握（補足）をする際の事務処理は、具体的にどのようなイメージを抱いているのか？また、何故に遺族年金は保険料の算定で難しいのか？

Q3：資料41頁の貸付業務（委託）で財政使途及び個人情報保持上で問題ではないか？

Q4：資料54頁において事務局提案の低所得者軽減強化に公費を充てるとなれば、公費負担割合は50%以上を超えるため、「公費50%以上」と記述を修正すべきではないか？

以上